



2020年9月17日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センター保安規定（建設段階保安規定）の認可について

当社は、新検査制度導入に関する原子炉等規制法に基づく保安規定（建設段階保安規定）の申請を行っていましたが（7月28日お知らせ済）、昨日、原子力規制委員会より認可されましたのでお知らせします。

今後も引き続き、同委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応してまいります。

【添付資料】

- ・建設段階保安規定の概要について

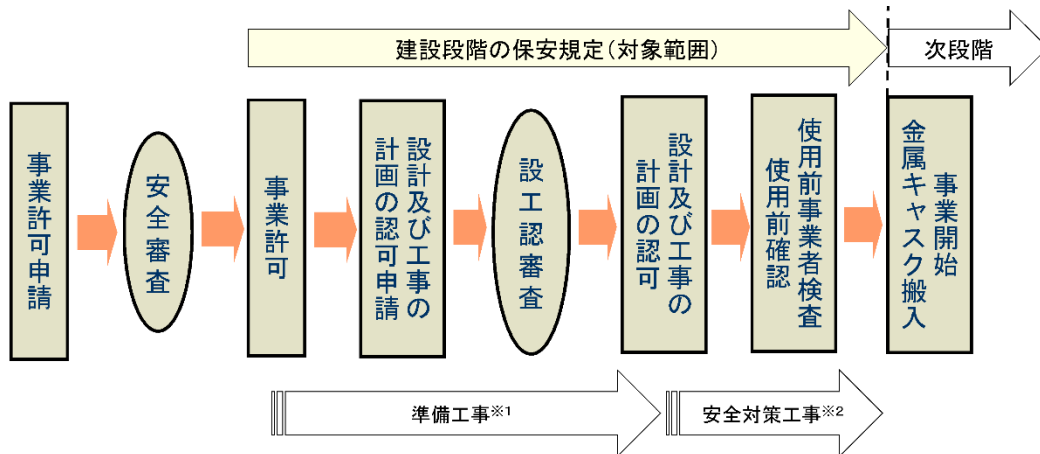
以 上

（問い合わせ先）
リサイクル燃料貯蔵株式会社
立地・広報グループ
安藤・甲田
TEL 0175-25-2992

建設段階保安規定の概要について

1. 建設段階の保安規定

これまでの保安規定は、事業開始後の保安に係る運用方法を対象としていました。本年4月の新検査制度導入に関する原子炉等規制法及び関連規則の改正後は、建設段階（安全対策工事前から金属キャスク搬入まで）と、事業開始後（金属キャスク搬入）の二段階で保安規定を定めることになりました。



※1 敷地の造成や道路の設置などの許認可に係らない部分

※2 新規基準対応の追加工事（認可案件ごと順次）

2. 対象範囲（色付部分）

建設段階の保安規定においては、使用済燃料貯蔵施設の安全対策工事や点検等を行うために必要な運用方法を定めております。

使用済燃料を収納した金属キャスクは搬入されていないため、放射性物質を取扱うために必要となる運用方法を定めるのは、次段階の保安規定となります。

保安規定条項	本申請範囲	金属キャスク搬入前までに申請・認可
第1章 総則	○	○
第2章 品質マネジメントシステム	○	○
第3章 保安管理体制	○	○
第4章 貯蔵管理	—	○
第5章 放射性廃棄物管理	—	○
第6章 放射線管理	—	○
第7章 施設管理	△（金属キャスク取扱い操作等は規定しない）	○
第8章 緊急時の措置	—	○
第9章 保安教育	○	○
第10章 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価	—	○
第11章 記録及び報告	△（金属キャスク関連の記録等は規定しない）	○
第12章 使用済燃料を収納した金属キャスクを搬入する前までに定める事項	○	○
附則	○	○

【凡例】○：適用、△：一部適用、—：適用外